



熊本県公報

第13565号
令和8年(2026年)
8月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新……………	（障がい者支援課） 1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（岱明加入区）…	（団体支援課） 2
○漁船保険義務加入同意の承認（三角加入区）……………	（ 〃 ） 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………	（高齢者支援課） 2
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指 定……………	（障がい者支援課） 2
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指 定……………	（ 〃 ） 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……	（ 〃 ） 3
○道路の区域変更……………	（道路保全課） 3
○道路の区域変更……………	（ 〃 ） 3
○車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定……………	（ 〃 ） 4
公 告	
○「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価 準備書」に係る公聴会の開催……………	（環境保全課） 4
○令和8年度（2026年度）砂利採取業務主任者試験の実施 ……………	（エネルギー政策課） 9
○土地改良区が定める連携管理保全計画の認可……………	（農村計画課） 9
登 載 依 頼	
○令和8年駐車監視員資格者講習の実施……………	（警察本部交通指導課） 9
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（令和8 年度（2026年度）導入分）の賃貸借に係る一般競争入札 による落札者等の決定……………	（警察本部情報管理課） 10
○熊本県警察全庁ネットワークシステム用ネットワーク分離サ ーバ及び関連機器等（令和8年度（2026年度）導入分） の賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定……	（ 〃 ） 11
○令和8年度（2026年度）警察機関向けマイクロソフトの ライセンス調達業務に係る一般競争入札による落札者等の決 定……………	（ 〃 ） 11
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………	（警察本部交通規制課） 11
○（仮称）下笠・松原揚水発電所新設計画に係る計画段階配慮 書の縦覧……………	（九州電力株式会社） 14

告 示

熊本県告示第616号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
かえで薬局 宇城市松橋町曲野字南田2275番地6	令和8年（2026年）9月 1日
株式会社VENUS山鹿いちご薬局 山鹿市大橋通608番地	令和8年（2026年）9月 1日
クスノキ薬局 御薬園店 人吉市七地町20番地5	令和8年（2026年）9月 1日

熊本県告示第617号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和8年（2026年）8月28日から令和8年（2026年）9月11日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
岱明加入区	玉名市岱明町扇崎878番地 廣田 義治 玉名市岱明町鍋1556番地1 廣田 謙治 玉名市岱明町高道1042番地1 北川 潤一	岱明漁業協同組合	岱明漁業協同組合

熊本県告示第618号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、三角加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第619号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア合志 合志市幾久富1656番地34	431100493	令和8年（2026年）9月1日	訪問介護

熊本県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
重度訪問介護事業所パレット 上益城郡嘉島町北甘木2076	一般社団法人自立支援ネットワーク 熊本市東区江津一丁目24番12号 麻生 尚哉	居宅介護、重度訪問介護	令和8年（2026年）9月1日

熊本県告示第621号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援B型 そらのわ 玉名郡玉東町木葉1097番地	株式会社Tribute 熊本市西区上熊本三丁目24番36－1306号 坂梨 勝寿	就労継続支援B型	令和8年（2026年）9月1日

熊本県告示第622号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こどもサポート教室「きらり」熊本玉名校 玉名市中1792－1	株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中央区田町230番地の15 倉橋 義郎 倉橋 徒夢	令和8年（2026年）9月1日	4350400190	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第623号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年（2026年）8月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町今泉字平川 2892番1地先から同所 2892番3地先まで	前	5.8 ～ 19.7	87.6	災害復旧工事
			後	5.8 ～ 22.1	87.6	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）8月28日

熊本県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年（2026年）8月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町内野河内字荷掛 3115番2地先から同所	前	9.0 ～ 12.5	22.3	災害復旧工事
		3115番2地先まで	後	10.7 ～ 12.5	22.3	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）8月28日

熊本県告示第625号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	218号	宇城市松橋町浦川内897番1地先から 宇城市松橋町久具804番1地先まで
一般国道	387号	合志市御代志1693番2地先から 合志市合生4092番12地先まで
一般県道	旭志鹿本線	菊池市森北1812番13地先から 同所1812番24地先まで
一般県道	北外輪山大津線	阿蘇市西湯浦1454番185地先から 阿蘇市車帰748番5地先まで

2 指定する期日 令和8年（2026年）8月31日

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

- トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあることを踏まえ、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路の状況は工事の実施等により変化することがあることを踏まえ、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

熊本県公告第478号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
- (3) 住所 東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ9階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 (仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業
- (2) 種類 風力発電所設置事業(陸上)
- (3) 規模 風力発電所の設備の出力:最大117,600kw
風力発電機の基数:最大28基(単機出力:最大4,200kw)
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県人吉市、宮崎県えびの市及び鹿児島県伊佐市
- 4 公聴会の開催を予定する日時及び場所
日時:令和8年(2026年)10月1日(木)午後2時から午後5時まで
場所:カルチャーパレス 2階第一会議室(熊本県人吉市下城本町1578番地1)
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項
「(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述人」という。)は、令和8年(2026年)9月17日(木)まで(必着)に、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請のいずれかにより次に掲げる事項を記載(別紙様式を参照のこと。)し、公述を申し出るものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。)
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 電子メールアドレス(電子メール又は電子申請により申し出る場合)
 - (4) 対象事業の名称
 - (5) 公述記録の公表の希望の有無
 - (6) 公述の方法
 - (7) 環境の保全の見地からの意見の要旨(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 公述の申出先
 - (1) 郵送
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」と朱書すること。
 - (2) ファクシミリ
096-387-7612
 - (3) 電子メール
kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp
 - (4) 電子申請
https://logoform.jp/form/x4b6/1587088
- 8 公述に関する注意事項
 - (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。(その場合において、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (3) 公述時間(公述人が意見を述べる時間)については、一人につき10分程度を予定している。(公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (5) 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。
 - (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
 - (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止等について
前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 11 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

1 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要です、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

2 対象事業の名称 「(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業」

3 公述記録の公表について

令和 7 年 4 月以降、県では本公聴会の公述人の方の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「○」を記入してください。

希望する

希望しない

※掲載時は、熊本県情報公開条例第 7 条各号に該当する公述人の氏名や公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

4 公述の方法① いずれかに○を付けてください。

() 会場で公述

※公述時間は一人 10 分程度を予定

() 県の職員による要旨の代読

【理由】

例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として「会場で公述」していただくものですが、健康上の理由その他の理由により自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。

5 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「○」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ (パソコンは公述人持参)		説明資料を 会場内で掲示※	
------	--	----------------------------	--	------------------	--

※1 プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催2日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド(パワーポイント等)や説明資料(模造紙等に記載したもの)は、公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。

公述にあたり、その他必要なことがあれば事務局へ事前に連絡をお願いします。

※2 プロジェクターを使用される場合は、御自身のパソコンを持参してください。プロジェクター、HDMIケーブル、電源は県環境保全課で準備します。

公述にあたり、その他必要なことがあれば県環境保全課へ事前に連絡をお願いします。

6 意見の要旨 次のページに御記載ください。

- ・準備書に係る環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。
- ・公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。

提出期限 令和8年(2026年)9月17日(木) 必着

意見の要旨

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled sheet.

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。

熊本県公告第479号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により令和8年度（2026年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 試験を実施する日時
令和8年（2026年）11月13日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺公園 28-51
ホテル熊本テルサ 2階 中会議室A
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式
(1) 法令問題 10問（全問必須問題）
(2) 技術問題 15問（必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題）
- 5 合格基準
法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題及び技術問題合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題が各々60点以上とする。
- 6 受験願書の受付期間等
受付期間は、令和8年（2026年）10月2日（金）から令和8年（2026年）10月23日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）。とする。
なお、郵送による場合は、令和8年（2026年）10月23日（金）までの消印があるもの限り受け付ける。
- 7 提出書類
(1) 受験願書
(2) 写真（縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）
(3) 返信用はがき（その表面に、郵便番号、住所及び氏名を記載したものとする。）
(4) 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,100円を納付すること。
(5) 提出書類確認表
- 8 受験願書の提出先及び問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課資源班
電話 096-333-2322
- 9 合格者の発表
令和8年（2026年）11月27日（金）（予定）
合格者受験番号は、熊本県公報に登載するとともに、県庁ホームページ及び熊本県庁行政棟本館1階ロビー掲示板に掲載する。
- 10 その他
(1) 県で受理した手数料は、いかなる理由があっても返還できない。
(2) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

熊本県公告第480号

美里町土地改良区から申請のあった連携管理保全計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により令和8年（2026年）8月20日付けで認可したので、同法第57条の12第2項の規定により公告する。

令和8年（2026年）8月28日

熊本県知事 木 村 敬

登載依頼

熊本県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委

員会規則第23号)第6条の規定により告示する。
令和8年8月28日
熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

- 1 講習の名称
駐車監視員資格者講習(以下「講習」という。)
- 2 講習の期日、場所等

期 日	場 所	内 容 等
令和8年10月21日(水) 及び同年10月22日(木) の2日間	熊本市中央区水前寺 公園28番51号 ホテル熊本テルサ 2階 中会議室B	講習 午前9時20分から午後6時まで (着席時間午前9時10分)
令和8年10月28日(水)		修了考查 午後1時30分から午後2時30分まで (着席時間午後1時20分)

- 3 定員
20人(受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。)
- 4 受講手続に関する事項
- (1) 申込方法
- ア 書面による申込みの場合
受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、駐車監視員資格者講習受
講申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記載し、所定の写真を貼付の上、
提出すること。
なお、提出に当たっては、受講希望者本人であることを確認できる運転免許証等
の写真付きの身分証明書(以下「身分証明書」という。)を提示すること。
やむを得ない理由により代理人が申込書を提出する場合は、申込書のほか、委任
状及び受講希望者の住所、氏名等を確認できる身分証明書の写しを持参して提出す
ること。
- イ オンラインによる申込みの場合
申込みをオンラインで行う場合は、デジタル庁が運営するポータルサイト「e-
G o v」の電子申請(以下「e-G o v 電子申請」という。)を利用して申請する
こと。
- (2) 受付期間
- ア 申込書を提出する場合
令和8年9月24日(木)から同年10月8日(木)まで(熊本県の休日を定め
る条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
の午前8時30分から午後5時まで
- イ e-G o v 電子申請により申込みを行う場合
令和8年9月24日(木)から同年10月8日(木)まで
- (3) 申込書の交付及び提出場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通指導課駐車対策係
- 5 講習手数料
20,000円(熊本県収入証紙)
- 6 納付の方法
講習手数料は、申込書を提出する際に納付すること。
e-G o v 電子申請による申込みの場合は、申請後に通知される期日及び場所におい
て納付すること。
なお、納付した講習手数料は還付しない。
- 7 問合せ先
熊本県警察本部交通指導課
電話096-381-0110 内線5125・5127

熊本県警察本部公告第86号
特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品
等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政
令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7
年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和8年(2026年)8月28日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和8年度(2026年度)導
入分)の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 熊本県警察本部警務部情報管理課
3 落札者を決定した日
令和8年(2026年)7月7日
4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区新市街1番28号
NECキャピタルソリューション株式会社 熊本営業所
5 落札金額(月額)
9,805,466円(うち消費税及び地方消費税の額891,406円)
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年(2026年)5月1日

熊本県警察本部公告第87号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察全庁ネットワークシステム用ネットワーク分離サーバ及び関連機器等(令和8年度(2026年度)導入分)の賃貸借 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
3 落札者を決定した日
令和8年(2026年)7月7日
4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区新市街1番28号
NECキャピタルソリューション株式会社 熊本営業所
5 落札金額(月額)
3,285,964円(うち消費税及び地方消費税の額298,724円)
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年(2026年)5月1日

熊本県警察本部公告第88号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和8年度(2026年度)警察機関向けマイクロソフトのライセンス調達業務一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
3 落札者を決定した日
令和8年(2026年)7月23日
4 落札者の氏名及び住所
福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号
株式会社Q T n e t
5 落札金額
82,726,754円(うち消費税及び地方消費税の額7,520,614円)
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年(2026年)6月9日

熊本県公安委員会規則第8号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日

熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 3 中

一般国道218号	宇城市松橋町浦川内字中当897番 1 地先から 宇城市松橋町萩尾字竜淵855番 5 地先まで	を
「		
一般国道218号	宇城市松橋町久具804番 1 地先から 宇城市松橋町萩尾字竜淵855番 5 地先まで	に、
」		
一般国道266号	宇城市松橋町大字曲野3494番地先から 熊本市中央区下通 2 丁目 7 番25地先まで	を
「		
一般国道266号	宇城市松橋町大字曲野3494番 地先から 熊本市中央区下通 2 丁目 7 番25地先まで	に、
」		
一般国道387号	菊池市木柑子1769番 4 地先から 菊池市泗水町吉富3223番 8 地先まで	を
「		
一般国道387号	菊池市木柑子1769番 4 地先から 菊池市泗水町吉富3223番 8 地先まで	に、
一般国道387号	合志市合生4092番12地先から 合志市御代志1693番 2 地先まで	
」		
主要地方道 大津植木線	菊池郡大津町大字杉水字水迫3373番 1 地先から 合志市福原1519番 7 地先まで	を
「		
主要地方道 大津植木線	菊池郡大津町大字杉水字水迫3373番 1 地先から 合志市福原1519番 7 地先まで	に
主要地方道 大津植木線	合志市野々島2043番 1 地先から 熊本市北区植木町広住1369番 1 地先まで	
主要地方道 大津植木線	熊本市北区改寄町1640番 1 地先から 熊本市北区改寄町1525番 1 地先まで	

改め、同表一般県道辛川鹿本線の項の次に次のように加える。

一般県道 旭志鹿本線	菊池市森北1812番24地先から 菊池市森北1812番13地先まで
---------------	--------------------------------------

別表第 1 の 3 中

「

一般県道 熊本菊陽線	菊池郡菊陽町大字原水1038番 3 地先から 菊池郡菊陽町大字原水1408番 2 地先まで
一般県道 北外輪山大津線	阿蘇市車帰369番 1 地先から 菊池郡大津町大字引水字三吉原803番 4 地先まで
一般県道 八代港線	八代市永碇町字永碇970番 1 地先から 八代市郡築 6 番町137番 3 地先まで
一般県道 八代港線	八代市東片町字岡神273番 1 地先から 八代市横手新町16号 1 番地先まで

を

「

一般県道 八代港線	八代市永碇町字永碇970番 1 地先から 八代市郡築 6 番町137番 3 地先まで
一般県道 八代港線	八代市東片町字岡神273番 1 地先から 八代市横手新町16号 1 番 地先まで
一般県道 熊本菊陽線	菊池郡菊陽町大字原水1038番 3 地先から 菊池郡菊陽町大字原水1408番 2 地先まで
一般県道 北外輪山大津線	阿蘇市西湯浦1454番185地先から 菊池郡大津町大字引水字三吉原803番 4 地先まで

に、

「

市道 世安町第 2 号線	熊本市中央区世安 1 丁目22番地先から 熊本市中央区世安 1 丁目22番 2 地先まで
-----------------	---

を

「

市道 世安町第 2 号線	熊本市中央区世安 1 丁目22番 地先から 熊本市中央区世安 1 丁目312番 2 地先まで
-----------------	---

に

」

改め、同表市道御領 6 丁目第 1 号線の項の次に次のように加える。

市道 上群・中林線	合志市栄3414番 1 地先から 合志市栄2000番261地先まで
--------------	--------------------------------------

別表第 1 の 3 市道テクノ 1 号線の項の次に次のように加える。

市道 テクノ 2 号線	合志市福原 1 番32地先から 菊池郡菊陽町大字原水字大人足4000番 5 地先まで
市道 栄工業団地 1 号線	合志市栄3415番36地先から 合志市栄3415番 7 地先まで
市道 栄工業団地 3 号線	合志市栄3415番31地先から 合志市栄3415番36地先まで

別表第 1 の 3 市道大琳寺木庭橋線の項の次に次のように加える。

市道 高田橋小野崎線	菊池市七城町橋田309番 3 地先から 菊池市七城町小野崎785番 1 地先まで
---------------	---

別表第 1 の 3 市道小野崎森北線の項の次に次のように加える。

市道 永富の原線	菊池市広瀬625番64地先から 菊池市泗水町住吉3563番 2 地先まで
-------------	---

別表第 1 の 3 市道高永団地線の項の次に次のように加える。

市道 旭志中央線	菊池市旭志伊坂524番 1 地先から 菊池市旭志伊坂451番19地先まで
市道 伊坂住吉線	菊池市旭志伊坂717番 1 地先から 菊池市洒水町住吉600番 地先まで

別表第 1 の 3 市道迫水線の項の次に次のように加える。

市道 工業団地 1 号線	菊池市七城町蘇崎1436番 6 地先から 菊池市七城町蘇崎1309番 1 地先まで
-----------------	--

別表第 1 の 3 市道工業団地 2 号線の項の次に次のように加える。

市道 工業団地 4 号線	菊池市七城町蘇崎1360番 5 地先から 菊池市七城町蘇崎1436番 6 地先まで
-----------------	--

別表第 1 の 3 町道源場水迫線の項の次に次のように加える。

町道 杉水原水線	菊池郡大津町大字杉水字一の迫2964番 2 地先から 菊池郡大津町大字杉水字一の迫973番 4 地先まで
-------------	---

別表第 1 の 3 中

町道 杉水大津線	菊池郡大津町大字平川字小屋1165番 6 地先から 菊池郡大津町大字平川字水迫1281番 1 地先まで
-------------	--

を

町道 杉水大津線	菊池郡大津町大字平川字小屋1165番 6 地先から 菊池郡大津町大字平川字大谷1614番 1 地先まで
-------------	--

に

改め、同表町道下大谷 2 号線の項の次に次のように加える。

町道 下大谷 3 号線	菊池郡菊陽町大字原水字大人足4455番 1 地先から 合志市福原奥三ツ迫 1 番36地先まで
----------------	---

別表第 1 の 3 町道南方大人足線の項の次に次のように加える。

町道 下大谷 4 号線	菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4099番 1 地先から 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4055番 1 地先まで
町道 下大谷 5 号線	菊池郡菊陽町大字原水字下大谷3880番22地先から 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4000番36地先まで
町道 中学校線	上益城郡嘉島町北甘木2254番 3 地先から 上益城郡嘉島町上島2518番 5 地先まで

別表第 1 の 3 中

農道 大津中部地区農免農道	菊池郡大津町大字杉水字二の迫3476番地先から 菊池郡大津町大字平川字小屋1166番 4 地先まで
------------------	--

を

農道 大津中部地区農免農道	菊池郡大津町大字杉水字二の迫3476番 地先から 菊池郡大津町大字平川字小屋1166番 4 地先まで
------------------	---

に

改める。
附 則
この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

公告
環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）第 3 条の 3 第 1 項の規

定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、同法第3条の7第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年（2026年）8月28日

九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 西山 勝

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 九州電力株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 西山 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 (仮称) 下笠・松原揚水発電所新設計画
 - (2) 種類 水力(揚水式)
 - (3) 規模 100,000kW級
- 3 対象事業実施区域の位置
大分県日田市、熊本県小国町
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - (1) 場所
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
イ 小国町役場
 - (2) 期間 令和8年(2026年)8月28日(金)から令和8年(2026年)9月28日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時00分まで(開庁時間に準ずる)
 - (4) 電子縦覧 <https://www.kyuden.co.jp/news/notice/260828.html>
- 5 意見書の提出
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 令和8年(2026年)9月28日(月)(当日消印有効)
 - (2) 提出方法 問合せ先への郵送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 7 問合せ先
〒812-8720
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社 地域共生本部 環境管理・保全グループ
電話 092-726-1531